

## 災害時における雇用保険失業給付等の特例措置について

茨城労働局では、東北地方太平洋沖地震にかかる激甚災害の指定に伴い、雇用保険の失業給付の支給に関して、次の特例措置等を設けています。

### ハローワークへ来所出来ない雇用保険受給者のための 失業の認定日の取扱いについて

雇用保険失業給付を受給している方が、東北地方太平洋沖地震のため、指定された失業の認定日にやむを得ず安定所に来所できないときは、失業の認定日を変更することができます。

指定された失業の認定日に安定所に来所できない方は、電話等により認定日に来所出来ない旨の連絡をしていただき、次回認定日の前日までに必ずハローワークへ来所ください。

※なお、次回認定日の前日までに来所しない場合には、雇用保険の基本手当の支給はできません。

交通の途絶などにより住居を管轄するハローワークに来所できないときは、来所可能な安定所において失業給付金を受給することができます。

### 激甚災害の指定に基づく支援策について

#### ○災害時における求職者給付の支給に関する特例措置

##### 1 概要

この特例措置の目的は、災害によりその雇用される事業所が休業することとなったため、一時的な離職を余儀なくされた方に雇用保険失業給付の基本手当を支給することにより、生活の安定を図ろうとするものです。

##### 2 特例措置の内容

次の要件を満たす方については、雇用保険失業給付の支給を受けることができます。

- ・平成23年東北地方太平洋沖地震（長野県北部の地震など、東北地方太平洋沖地震に係る一連の地震を含む）による災害を受けた適用事業所に雇用される労働者の方（注1）で、事業所が災害を受け、やむを得ず休業（注2）することとなったため、一時的に離職を余儀なくされた方（離職前の事業主に再雇用されることが予定されている方も含む。）。

（注1）雇用保険に6ヶ月以上加入している等の要件を満たす方が対象となります。

（注2）災害により直接被害を受け休業した方が対象となります。

（注3）この特例措置を受けた方は雇用保険を受給したとみなされます。

（これまでの被保険者期間の通算は行われません。）

##### 3 制度利用にあたっての留意事項

- ・特例措置に係る手続き（休業証明書関係等）については、事業主が事業所を管轄するハローワークにおいて行うこととなります。

- ・本特例措置制度を利用して、求職者給付の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、制度利用にあたってはご留意をお願いします。

お問い合わせ先

この制度内容や手続など詳しいことは、お近くのハローワーク（公共職業安定所）または茨城労働局職業安定課雇用保険係（029-224-6218）にお問い合わせ下さい。